

令和3年度の学級編制について

1. 概 要

国においては、平成23年度に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下、「義務標準法」という。）を改正し、小学校第1学年の35人学級を、平成24年度に教員の加配により小学校第2学年の35人学級を実施したところである。

今般、改正「義務標準法」が令和3年4月1日から施行され、令和3年度は加配によらず小学校第2学年の35人学級を実施する。来年度以降、順に1学年ずつ移行し、令和7年度には全学年で35人学級となる。

一方、東京都教育委員会においては、都の独自の施策として、中学校第1学年については35人以下学級に足りる教員加配の措置を実施するため、平成25年度に「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を一部改正し、令和3年度も継続することとした。

2. 世田谷区教育委員会の対応状況

1) 小学校第1学年及び第2学年

全校において35人による学級編制を行う。

2) 中学校第1学年

中学校第1学年については、29校中12校が35人学級編制の教員加配の対象校となった。この内4校は学級の分割を行い、8校では学級を分割せずにティーム・ティーチング又は少人数指導を実施する。